

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザルによる契約相手方特定の手続きを開始します。

令和7年10月7日

福島県警察本部長 森末 治

1 業務概要

- (1) **業務名** 双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託
- (2) **業務内容** 本施設の新築、造成及び外構整備に係る基本・実施設計
- (3) **履行期限** 契約締結の日から16か月程度を想定

2 公募型プロポーザルの内容

技術提案書を特定するための評価基準など、公募型プロポーザルの詳細な内容は、双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格等

参加者の要件は、評価基準日（令和7年11月25日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 1者単独（設計共同体でないもの）

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 評価基準日（令和7年11月25日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ 庁舎又は事務所の実施設計の実績を有する者であること。

※1 実施設計の実績とは、過去15年間の国内における実績（公共・民間を問わない。）で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木分野の担当技術者（主任技術者（管理技術者の下で、担当技術者が行う各分野の業務を統括する役割を担う者をいう。）を含む。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者の資格要件及び各分野の担当技術者のうち1名以上が有する必要がある資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・建築設備（電気・機械）・土木分野の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・ 管理技術者 : 一級建築士
- ・ 意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・ 建築設備（電気・機械）担当技術者 : 一級建築士、二級建築士、建築設備士又は建築設備の実務経験6年以上の者

② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

（県外事業者とのJVも可）

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての要件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア（ただし、福島県知事以外の登録も可）～オに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として、①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・ 代表構成員に関すること
 - ・ 構成員が分担する業務の内容に関すること
 - ・ 業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8686 福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部施設装備課
電話：024-522-2151（内線2332）
FAX：024-524-0731
メール：fp-shisetsusoubi@police.pref.fukushima.jp

(2) 募集要領等の配布

配布期間：令和 7 年10月 7 日（火）から令和 7 年11月25日（火）正午まで
本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.police.pref.fukushima.jp/02.oshirase/-1keimu/namie/proposal.html>

(3) 参加表明書の提出

提出期限：令和 7 年10月 7 日（火）から令和 7 年11月10日（月）午後 5 時まで（必着）

提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送

〒960-8686

福島市杉妻町 5 番75号

福島県警察本部警務部施設装備課

双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

(4) 技術提案書の提出

提出期限：令和 7 年10月 7 日（火）から令和 7 年11月25日（火）午後 5 時まで（必着）

提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送

〒960-8686

福島市杉妻町 5 番75号

福島県警察本部警務部施設装備課

双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条第 2 項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細

募集要領による。